

四日市市告示第80号

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第165号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(商工農水部商業労政課)